

平成 27 年 度
第 3 回 周南市総合教育会議

平成 28 年 3 月 17 日(木) 15:00~

周南市役所 第二応接室

周 南 市

第3回 周南市総合教育会議 次第

1. 開会

2. 市長あいさつ

3. 周南市総合教育会議

(1) 周南市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(案)
について

(別冊)

(2) その他

4. 閉会

周南市の教育、学術及び文化の振興
に関する総合的な施策の大綱
(案)

**共に。
周南市**

平成 年 月
周 南 市
周南市教育委員会

1. はじめに

本市の教育は、子供たちに対する関係者の熱意と努力により、常に高い教育水準を維持し、豊かな社会や経済を支える人材の育成に大きな役割を果たしてきました。

しかし、少子・高齢化や高度情報化の進展など社会情勢の急激な変化に伴い、子供たち一人ひとりが抱える課題は複雑化、多様化し、いじめの深刻化や規範意識の低下など多くの問題も指摘されています。

このような時代の変化に対して、これまで培われてきた「周南教育」の成果を受け継ぎながら、「ふるさと周南」を愛し、高い「志」を抱いて周南の未来（あす）を担う子供たちを、学校・家庭・地域が一体となって“共に”育てていくため、「周南市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」（以下「大綱」という。）を定めます。

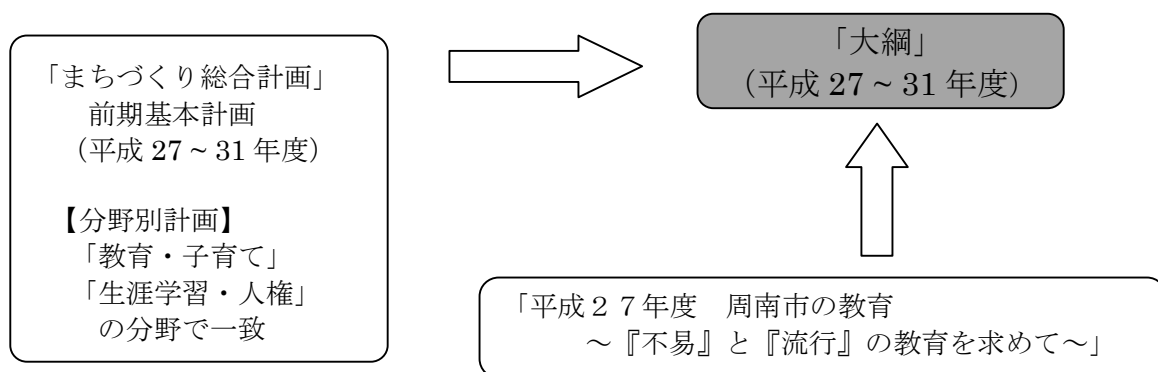
2. 大綱の位置付け

この大綱は、平成27年4月1日改正施行の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3の規定に基づき、「教育の目標」や「施策の根本的な方針」を、総合教育会議の協議を経て、市長が策定するものです。

3. 大綱策定の趣旨

この大綱は、市長と教育委員会の連携強化を図り、それぞれの所掌事務をより一体的に執行するため、「第2次周南市まちづくり総合計画 しゅうなん共創共生プラン」（以下「まちづくり総合計画」という。）の教育に関する分野別計画を基本とし、教育委員会で策定している「周南市の教育～『不易』と『流行』の教育を求めて～」とも整合を図りながら策定するものです。

「まちづくり総合計画」・「周南市の教育」と「大綱」の相関図



4. 大綱の期間

この大綱が対象とする期間は、まちづくり総合計画の前期基本計画の期間と合わせ、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

5. 基本理念・基本方針

《基本理念》

未来（あす）に向かって“共に”育む、周南の子供

「子供は社会の宝」です。

子供の元気な笑い声が飛び交うまちは、活気に満ちあふれています。

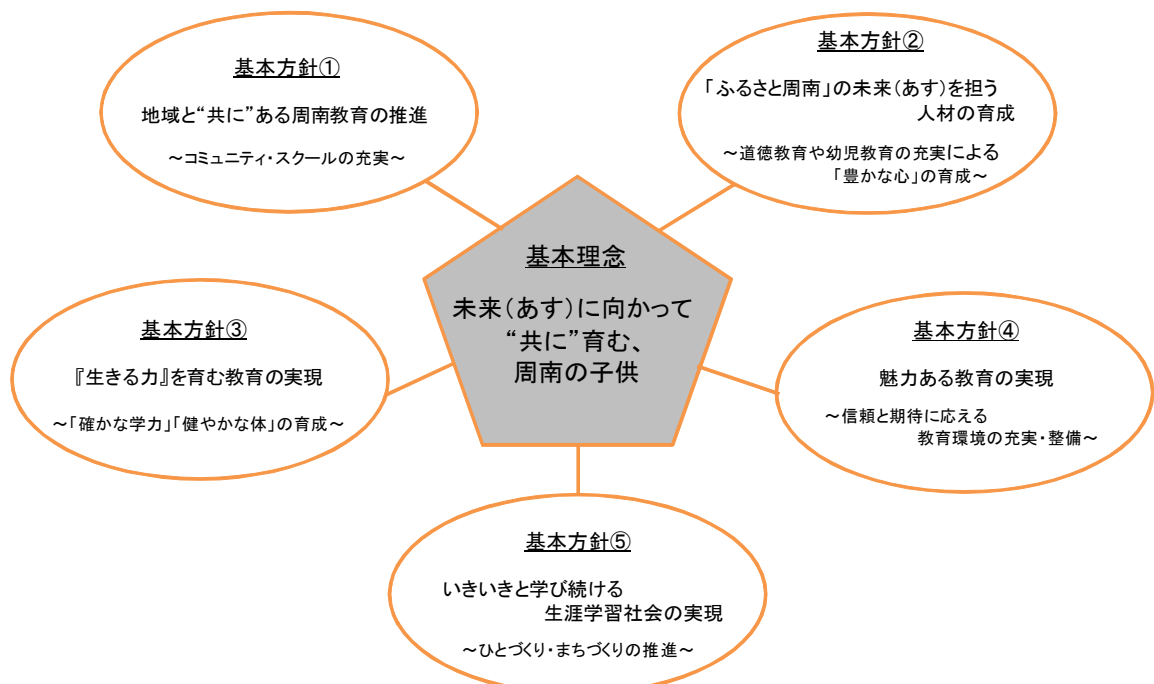
未来（あす）に向かって子供たちが変化の激しい社会を生き抜き、真の社会人としての自己実現を図るためには、子供たちが、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を、それぞれ調和のとれた『生きる力』として身に付けることが重要です。

また、「ふるさと周南」の自然や歴史、伝統や文化に誇りと愛着をもち、高い「志」を抱いて社会で活躍し、周南の未来（あす）を拓き、担う子供たちを育てていく環境づくりが大切です。

さらに、文化芸術やスポーツを含めた幅広い生涯学習活動を推進し、「誰でも」「いつでも」「どこでも」学ぶことができ、学びの成果をまちづくりにつなげるためには、市民と行政とが“共に”協力する「共創」のまちづくりを担う人材育成が重要です。

こうした「周南教育」の教育理念を具現化するため、「周南教育」における「不易」（本質的な価値）と「流行」（変化への対応）を見極めながら、次の5つの基本方針に基づき実践を積み重ねることで、「周南教育」のさらなる充実に努めます。

大綱イメージ図



基本方針①

地域と“共に”ある周南教育の推進 ～コミュニティ・スクールの充実～

「ふるさと周南」の未来（あす）を担う子供たちの豊かな成長のためには、学校・家庭・地域が相互に連携し、社会総がかりで子供や学校の抱える課題の解決などに“共に”取り組んでいくことが重要です。

このため、本市では、平成24年度から全ての小・中学校においてコミュニティ・スクールの取組を始め、地域連携に関する成果のみならず、学力向上や生徒指導上の課題解決においても成果がでてきたところです。

今後、さらに地域教育ネットワークとの連携を図ることを通して、幼児期から中学校卒業までの15年間にわたって子供を育む、地域と“共に”ある学校づくりを推進します。

【推進方向】

○ コミュニティ・スクールの充実

地域の教育資源や教育力を活用する中で、学校と地域が相互に理解し合い、協働する横のつながり、中学校とその校区にある小学校間の連携を深める縦のつながりを相互につむぎ合わせながら、今後もさらなる学校・家庭・地域による連携と協働の実践により、学校のよさの伸長と地域の教育課題の解決を図るコミュニティ・スクールの充実に取り組みます。

【対象施策】

- 全学校に設置している学校運営協議会の運営を支援します。
- 地域づくりの核の一つとして、地域と連携した学校づくりを推進します。
- 小学校と中学校の連携や同一中学校区内の小学校間の連携をより一層推進します。
- 学校と地域をつなぐ柱となる人材としてのコーディネーターを育成します。

【推進方向】

○ 地域教育ネットワークの拡充

小学校、中学校それぞれのコミュニティ・スクールを核として、地域の子供の育ちに関わる人々が一体となって協議する地域教育ネットワークの取組を充実するなど、地域総がかりで子供たちを育む仕組みづくりを推進し、青少年の健全育成を支援します。

【対象施策】

- 「自ら考え、自ら判断し、主体的に行動する」子供たちを育成するため、学校・家庭・地域が連携して子供たちを見守り育てる環境づくりに努めます。
- 中学校区を統括する統括コーディネーターの配置を拡充し、地域の子供に関わる関係機関相互の連携を促進します。
- 地域教育ネットワークでの協議や統括コーディネーターの活動を通して、子供たちが地域の行事やイベントにボランティアとして主体的に参加・参画できる機会の充実に努めます。

基本方針②

「ふるさと周南」の未来（あす）を担う人材の育成 ～道徳教育や幼児教育の充実による「豊かな心」の育成～

人や地域とのつながりが希薄になりつつある現代社会において、生命（いのち）を大切にする心や他人を思いやる心、規範意識の醸成など心の教育の充実はますます重要となっています。

このため、道徳教育や幼児教育の充実を図り、学校・家庭・地域が一体となって子供の「豊かな心」を育むことを通して、「ふるさと周南」に誇りと愛着をもち、周南の未来（あす）を担う人材の育成に努めます。

【推進方向】

○ 道徳教育の充実

道徳教育においては、人間尊重の精神と生命（いのち）に対する畏敬の念を前提に、社会の一員として求められるルールやマナーへの理解、規範意識などの醸成、人としてよりよく生きるために大切な道徳的価値の自覚や自分の生き方についての考えを深めることなどが求められます。

そのため、教育活動全体を通じて、発達段階に応じた学びの場を設定し、より高い価値観に基づいた見方や考え方を養う道徳教育の充実を図ることで、「ふるさと周南」に誇りと愛着をもった心豊かな子供を育てます。

【対象施策】

- 道徳的価値の自覚と自己の生き方についての考えを深め、道徳的実践力を高める道徳の授業づくりを進めます。
- 豊かな表現力や想像力、生きがい感などを育成するため、学校図書館を有効活用し読書活動の充実を図ります。
- コミュニティ・スクールの機能を生かしながら、充実感や達成感が得られる行事や体験活動の充実を図ります。
- 文化会館や美術博物館等の積極的な活用により、本物の文化、芸術にふれる機会を拡充します。

【推進方向】

○ 幼児教育の充実

幼児教育では、生活や遊びといった直接的・具体的な体験を通して人格形成の基礎を培うとともに、小学校以降の生活や学習につながる基盤づくりに努めます。

【対象施策】

- 子供の知的好奇心、興味や関心を喚起し、子供と「もの」や「人」、「状況」とのかかわりをより豊かにする環境構成に努めます。
- 子供が多様な体験を重ねること、体験を通して得た思いや考えを言葉に表すことなどを重視し、子供や社会の変化に対応した教育を推進します。
- 保育所・幼稚園・認定こども園と小学校の接続を円滑にし、育ちや学びを連続的にとらえた幼児教育の充実に努めます。
- 関係機関との連携や協力体制の強化を図り、家庭や地域における子育て支援の推進に努めます。

基本方針③

『生きる力』を育む教育の実現 ～「確かな学力」「健やかな体」の育成～

知識基盤社会の到来やグローバル化の進展など、社会が構造的に変化する中、「ふるさと周南」の未来（あす）を担う子供たちの『生きる力』を育むことは、より一層重要となっています。

このため、基礎的な知識・技能を習得し、それらを活用して、自ら考え、判断し、表現することにより、様々な問題に積極的に対応し、解決する力などの「確かな学力」、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの「豊かな心」、たくましく生きるための健康や体力などの「健やかな体」、これら知・徳・体の調和を重視し、『生きる力』を育む教育の実現に努めます。

【推進方向】

○ 確かな学力の育成

個に応じた学びを保障するとともに、教員の授業力を磨き、知的好奇心の高揚を図る授業づくりを進め、児童生徒の学力の向上に努めます。

【対象施策】

- 義務教育における学びのつながりを明確にし、生徒指導の3機能（自己存在感をもたせる・自己決定の場を与える・共感的な人間関係を育てる）を生かした授業づくりに取り組みます。
- 特別支援教育の視点に立ち、一人ひとりの特性や教育的ニーズに応じた学びを保障します。
- 不登校及び不登校傾向にある児童生徒を教育支援センター（旧適応指導教室）において、適切に指導・支援することを通して、不登校状態の改善を図ります。
- タブレット端末を活用した授業づくりのための教職員研修を充実し、児童生徒の豊かな学びを保障します。
- 高等教育機関や地元企業等との連携により、専門的な知識や技能を有する地域資源や地域人材を積極的に活用します。
- コンビナート企業や水素学習室などを活用した地元の産業を知る機会を拡充します。

【推進方向】

○ 健やかな体の育成

心と体を一体としてとらえた学校体育の充実とともに、学校、家庭、地域、関係機関等が連携を一層強化することにより、生涯にわたって健康を保持・増進し、豊かなスポーツライフを実現する資質や能力の育成を図ります。

【対象施策】

- 運動の楽しさを実感できる体育学習、児童生徒の実態や発達段階に即した実践的、科学的な保健学習を充実します。
- 学校、家庭、地域、関係機関等が連携することにより、運動に親しむことができる環境や機会の拡充を図ります。
- 学校給食や特色のある食育を通して、食の知識の習得や正しい食習慣の定着を図り、心身の健康づくりを進めます。

基本方針④

魅力ある教育の実現 ～信頼と期待に応える教育環境の充実・整備～

子供たちの『生きる力』を育成するためには、その基盤となる生徒指導体制の確立や、教職員の人材育成が急務です。

また、子供たちが安心して学校生活を送るためには、学校施設の充実・整備や、安心・安全な学校給食の提供が重要です。

このため、ソフト、ハード両面から教育環境の充実・整備に努め、子供たちの生活意欲・学習意欲の向上につながる魅力ある学校づくりに取り組みます。

【推進方向】

- **子供たちの『生きる力』を育成する生徒指導体制の充実と教職員の人材育成**
子供たち一人ひとりの人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めるため、生徒指導体制を充実するとともに、教職員の資質能力の向上を図り、子供たちの「夢をかなえる学校」の実現をめざします。

【対象施策】

- 組織的な生徒指導体制を構築するとともに、不登校児童生徒に対する支援体制を強化します。
- 周南市教育研究センターによるキャリアステージに応じた実践的な研修を充実し、教職員の資質能力のより一層の向上を図ります。

【推進方向】

- **望ましい教育環境の充実・整備**
子供たちの学びを充実するため、教育の情報化に対応したICT環境の整備や快適な学習環境を実現するための空調設備の導入、望ましい教育環境を確保するための適正な学校の再編整備などに取り組みます。

【対象施策】

- 生徒が健康で快適に学習できる環境を整えるため、中学校の普通教室への空調設備の整備を進めます。
- 子供たちの主体的・協働的な学習を支援するため、タブレット端末を小中学校へ導入します。
- 教育効果を十分に発揮するため、教材備品の充実を図るとともに、安心・安全な学校施設の整備に努めます。
- 児童生徒の望ましい教育環境を実現するため、保護者、地域の理解を得つつ学校の適正な再編整備を進めます。
- 学校教育制度の多様化に対応するため、義務教育学校の研究を進めます。

【推進方向】

○ 安心・安全な学校給食の提供

徹底した衛生管理のもと、健康の増進や体位の向上など心身の健康な発達に資する、安心・安全でおいしい学校給食の提供に努めます。

また、学校給食を生きた教材として活用し、学校における食育の推進を図ります。

【対象施策】

- 徹底した衛生管理のもと、子供たちの健康な成長に必要な栄養バランスに配慮するとともに、献立を工夫することにより、安心・安全でおいしい学校給食の提供に努めます。
- 地元産の農産物をはじめとする食材を積極的に活用した学校給食を通して、地域の食文化や産業、自然の恩恵に対する理解を深めることができるよう努めます。
- 新たな学校給食センターの建設とともに、安心・安全を第一とした既存の学校給食センター設備の更新を計画的に進めます。

基本方針⑤

いきいきと学び続ける生涯学習社会の実現 ～ひとづくり・まちづくりの推進～

人口減少や少子・高齢化の進行など社会情勢が大きく変化する中、市民一人ひとりの学習や生活に対するニーズは個別化・多様化してきており、多様な学びにふれる環境づくりや学びを支える体制づくり、学びを通じた「共創」によるまちづくりが求められています。

このため、生涯にわたって学び続ける学習活動への支援、スポーツ環境の整備、文化芸術活動の推進、文化財の保護、図書館の充実、人権教育の推進などに取り組み、いきいきと学び続ける生涯学習社会の実現に努めます。

【推進方向】

○ 生涯にわたって学習、スポーツができる環境の整備

市民主体の継続的な生涯学習活動、スポーツ活動を支援するとともに、活動環境の充実・整備に取り組みます。

【対象施策】

- 生涯学習の活動拠点である「学び・交流プラザ」をはじめ地域の拠点である公民館において、学習情報の収集・集約により一層努め、市民の多様なニーズに応える学習機会の充実を図ります。
- 多様なスポーツ活動の機会の提供や実施に努め、ライフステージやライフスタイルに応じたスポーツ活動を支援します。
- 老朽化した公民館、その他の社会教育・スポーツ施設の計画的な整備・改修に努めます。

【推進方向】

○ 文化芸術活動の推進

優れた文化芸術にふれる機会を充実し、市民主体の文化芸術活動の活性化を図ることで、豊かで彩りのある市民文化の育成に取り組みます。

【対象施策】

- 幅広い分野で質の高い芸術の鑑賞機会の提供に努めます。
- 市民が参加する多様な文化芸術活動の支援に努めます。
- 拠点施設である文化会館・美術博物館等の計画的な改修に努めます。

【推進方向】

○ 文化財の保護と活用

地域の特色ある歴史を伝える文化財や、長い歴史を通じ地域で守られてきた伝統文化に対する理解を深め、自らに生かし、ふるさとへの誇りと愛着をもちながら、継承し発展させようとする心を育みます。

【対象施策】

- 関係機関や保存団体と連携を図り、文化財の適切な保護を進めるとともに、伝統芸能等の保存継承を促進します。
- 文化財や民俗資料等を活用し、郷土の歴史や文化を学ぶ機会の提供に努めます。
- ツル保護事業に関する協議機関の充実を図り、ツルの生息環境の保全と渡来数の増羽に向けた対策を進めます。

【推進方向】

○ 読書が育むひとづくり・まちづくり

「知の拠点」として基本図書資料の整備を図るとともに、地域に密着した郷土資料など、多岐にわたる資料の収集・整理・保存・展示による活用を努め、利用者満足度の高い図書館サービスを提供します。

また、未来（あす）を担う子供たちが読書を通じて、『生きる力』を身に付け、豊かな人生を送ることができるよう読書活動の推進に努めます。

さらに、新たな「知の広場」としての民間活力導入図書館を建設し、「人が集い楽しむこのまちの賑わいと交流の場」の創出を図ります。

【対象施策】

- 多岐にわたる利用者のニーズに的確に対応するための図書館資料の提供に努めます。
- 徳山駅前に民間活力を導入し、気軽に、ゆっくりと本を楽しめる図書館を新たに整備します。
- 家庭での「うちどく」の奨励や学校図書館との連携の強化など、「第二次周南市子ども読書活動推進計画」を推進します。
- 子供対象のお話し会や成人向け各種講座の開催など、読書普及啓発活動を推進し、幅広い世代の「学び」を支援します。

【推進方向】

○ 人権教育の推進

「山口県人権推進指針」、「周南市人権行政基本方針」を基本とし、「自由」、「平等」、「生命（いのち）」の人権尊重の視点に立って、学校、地域社会、企業・職場のあらゆる場を通して推進体制や学習機会のさらなる充実を図り、「市民一人ひとりの人権が尊重されるまち」の実現に向けて人権教育を推進します。

【対象施策】

- 幼稚園、小・中学校での人権参観日・講演会などを通して、幼児・児童・生徒、保護者、教職員等の人権意識の向上を図ります。
- 地域住民の人権意識の向上をめざし、地域の身近な施設でさまざまな世代への学習機会の充実に努めます。
- 地域社会において自主的な取組の推進を担う指導者を養成します。
- 「企業職場人権教育連絡協議会」において、情報交換を行いながら、企業・職場における人権教育を推進します。

【推進方向】

○ まちづくりを担うひとづくり

無限の可能性を秘めた「市民力」を引き出し、市民と行政がバランスよくまちづくりに関わり、“共に”協力して社会全体で支え創る「共創」によるまちづくりを進めます。

【対象施策】

- 地域力向上をめざし、地域の拠点となる公民館運営を推進し、地域の担い手となる人材育成に取り組みます。
- 市民一人ひとりの学ぶ意欲に応え、自主的・継続的な学習活動を支援するとともに、市民参画による学習機会の提供に取り組みます。
- 地域活動や各種団体の自立を支援し、学んだ成果を生かす環境の充実を図ります。

第2回周南市総合教育会議における協議内容と「大綱（案）」の修正項目整理表

		意見		対応意見		修正案		
基本理念	片山	「子供は社会の宝です」は素晴らしい言葉だと思う。是非、入れてほしい。	市長	元気な子供の笑い声は、まちの活気につながります。			「基本理念」において表記	
	月谷	「生きる力」を、具体的に伝えることは難しいが、端的に表現できる言葉があると良い。	市長	志というのは、単なる立身出世ではなく、人の幸せ、自分の幸せ、共に追求できる。「世のため 人のため」になるんだという志を持って、毎日を過ごしてほしいという思いから「高い志」という言葉を入れて、「生きる力」の説明を入れてください。			子供たちが、『確かな学力』『豊かな心』『豊かな体』を、『健やかな心』『豊かな体』を、『健やかな体』を、それぞれ調和のとれた力として身に付けることで ⇒子供たちが、「確かな学力」「豊かな心」「豊かな体」を、それぞれ調和のとれた『生きる力』として身に付けることが重要です。 ※「基本方針③」のリード文で『生きる力』の説明を追記	
	月谷	「伝統や文化に誇りと愛着をもち」の「愛着」については、愛着がどのようなものか、どのようにしたら愛着が持てるのか、具体的に例を挙げて、表記した方が良いのではないかと。	教育長	2ページで「生きる力」の意味の概念規定する。			「ふるさと周南」の自然や歴史、伝統や文化に誇りと愛着をもち、高い「志」を抱いて社会で活躍する ⇒「基本方針①」において『地域教育ネットワークの拡充』を追記 ⇒「基本方針③」において『地元の産業を知る機会の拡充』を追記	
	片山	コミュニティ・スクールでは、地域の特性を生かした連携をされている。市内で浸透し、地域づくりに大きく関わってきていると感じている。地域と学校の関わりができることで、地域の人たちも役割が果たせて元気が出ているという効果が出ている。	市長	私としても、最近、地域と学校が、地域と教育が一緒になって、相乗効果を上げているという感じている。			学校・家庭・地域が連携して子供を見守り育てる活動を進め、「自ら考え、自ら判断し、主体的に行動する」子供を育む環境づくりに努めます。 ⇒小学校、中学校それぞれのコミュニティ・スクールの核として、地域の子供の育ちに関わる人々が一体となって協議する地域教育ネットワークの取組を充実するなど、地域総がかりで子供たちを育む仕組みづくりを推進し、青少年の健全育成を支援します。	
	池永	コミスクの成果を具体的に示した方が良いのではないかと。	教育長	コミスクの成果は子ども、教員、地域それぞれの立場での成果がある。特徴的なものを例示する。			このため、本市では平成24年度から全ての小・中学校においてコミュニティ・スクールの取組を始め、成果もでてきたところですが、 ⇒このため、本市では、平成24年度から全ての小・中学校においてコミュニティ・スクールの取組を始め、地域連携に関する成果のみならず、学力向上や生徒指導上の課題解決においても成果がでてきたところとです。	
	月谷	推進方向 コミュニティ・スクールの充実	教育長	コーディネーターは学校と地域を繋ぐ重要な存在である。			⇒【対象施策】に追記 コミュニティ・スクールの充実 ○学校と地域をつなぐ柱となる人材としてのコーディネーターを育成します。 地域教育ネットワークの拡充 ○中学校区を統括する統括コーディネーターの配置を拡充し、地域の子供に関わる関係機関相互の連携を促進します。	
	松田	地域づくりには、いろいろな方が携われていることを考えると、「学校を核とした地域づくり」と限定せず、広い範囲を意味する表現とできないか。	市長	「地域づくりの一翼を担っている」というイメージはいいか？ 「地域づくりの核のひとつとして」は、いいか？			地域の教育資源や教育力を活用しながら、学校と地域の横のつながり、小学校と中学校という縦のつながりを相互につむぎ合わせることによって、「地域と“共に”ある学校づくり」を推進します。 ⇒地域の教育資源や教育力を活用する中で、学校と地域が相互に理解し合い、協働する横のつながり、中学校とその校区にある小学校間の連携を深める縦のつながりを相互につむぎ合わせながら、今後もさらなる学校・家庭・地域による連携と協働の実践により、学校のよさの伸長と地域の教育課題の解決を図るコミュニティ・スクールの充実に取り組めます。 ※『地域教育ネットワークの拡充』を追記	
	全体	基本方針①	池永	地域教育コーディネーターの育成が今後課題になってくるコーディネーターになりうる方の発掘を考えて行かなくてはならない。				
			月谷	推進方向 コミュニティ・スクールの充実				
			松田	地域づくりには、いろいろな方が携われていることを考えると、「学校を核とした地域づくり」と限定せず、広い範囲を意味する表現とできないか。				

第2回周南市総合教育会議における協議内容と「大綱（案）」の修正項目整理表

		意見	対応意見	修正案	
基本方針	基本方針	月谷	子供達が未来（あす）を担うのは間違いだが、「今」も大切だということも、一言欲しい。	ふるさと周南に誇りと愛着をもった、周南の未来（あす）を担う人材の育成に努めます。 ⇒「基本理念」において表記 未来（あす）に向かって元気な周南市を実現するためには ⇒未来（あす）に向かって子供たちが変化の激しい社会を生き抜き、真の社会人としての自己実現を図るためには	
	②	推進方向	幼児教育の重要性が高まっているが、保護者の幼児教育への理解を進めるには、保護者への啓発が最重要ではないかと思う。	地域や幼稚園、保育所とともに、なによりも子供は家庭で育ちます。	
		対象施策	池永	「はじめに」でも触れられている、「規範意識の低下」は、子供も社会の様子や親を見て育つので子供のお手本として、親が一番になってくれるので、保護者という言葉を入れていただきたい。	小学校以降の生活や学習の基盤づくりに努めます。 ⇒小学校以降の生活や学習につながる基盤づくりに努めます。 ○ 地域の人材や関係機関などの連携及び協働体制の充実に努め、子育て支援の推進に努めます。 ⇒○関係機関との連携及び協働体制の充実を図り、家庭や地域における子育て支援の推進に努めます。
		幼児教育の充実	池永	対象施策4番目の「地域の人材や関係機関などの連携」というのは、幼稚園、保育所での講演をされることなどを指すのだと思うが、これを充実していくことが重要。市長も、子育てミーティングで、お母さん方との意見交換する取組はとても大切。	○ 地域の人材や関係機関などの連携及び協働体制の充実に努め、子育て支援の推進に努めます。 ⇒○関係機関との連携及び協働体制の充実を図り、家庭や地域における子育て支援の推進に努めます。
	対象施策	月谷	「もの」と関わる、「人」と関わるというのは、言い慣れた使い方だと思うが、「状況」と関わるという使い方はあまりしないので、違和感がある。	子供の知的好奇心、興味や関心を喚起し、子供と「もの」や「人」、「状況」とのかかわりをより豊かにする環境構成に努めます。 ⇒文部科学省で用いている表記との整合を図る	
③	対象施策	松田	「魅力ある食育を推進します」とあるが、周南市では食育推進計画が立てられているので、その中に書かれている学校・教育委員会の役割についての箇所を活用したらよい。	○ 学校、家庭、地域、関係機関等が連携することで、運動に親しむことができる環境や機会を確保するとともに、魅力ある食育を推進します。 ⇒○ 学校、家庭、地域、関係機関等が連携することにより、運動に親しむことができる環境や機会の拡充を図ります。 ○ 学校給食や特色のある食育を通して、食の知識の習得や正しい食習慣の定着を図り、心身の健康づくりに進めます。	
④	全体	池永	教員がもう少し地域に出かけられる環境作りというのにも必要。サービスマンを経験するなど、社会体験研修が人材育成につながるかはわからないが、地域に溶け込む教職員の育成にはつながる。	○ 学校、家庭、地域、関係機関等が連携することで、運動に親しむことができる環境や機会を確保するとともに、魅力ある食育を推進します。 ⇒○ 学校、家庭、地域、関係機関等が連携することにより、運動に親しむことができる環境や機会の拡充を図ります。 ○ 学校給食や特色のある食育を通して、食の知識の習得や正しい食習慣の定着を図り、心身の健康づくりに進めます。	
		片山	企業における実際の経営方針や理念などを知らなくても良い経験になる人的にも接客や人との関わる点で幅広くなるのではないかと思う。それは、教育にも生かせる。	家庭や地域の信頼と期待にこたえるため、教職員の資質能力の向上を図り、 ⇒子供たち一人ひとりの人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めるため、生徒指導体制を充実するとともに、教職員の資質能力の向上を図り、	
		松田	教員はなかなかあいさつしてくれないといわれることがある。そのあたりも地域に溶け込めない要因になる	家庭や地域の信頼と期待にこたえるため、教職員の資質能力の向上を図り、 ⇒子供たち一人ひとりの人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めるため、生徒指導体制を充実するとともに、教職員の資質能力の向上を図り、	
⑤					

公民館・生涯学習関係事務の市長部局への移管について

1. 公民館・生涯学習関係事務の現状について

(1) 法令根拠

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年）

第21条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

十二 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。

社会教育法（昭和24年）

第20条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(2) 現状

① 組織と所掌業務

	部	課	室・担当	主な業務
首長	地域振興部	文化スポーツ課	文化担当 スポーツ担当	文化振興、文化団体の育成、文化施設の管理、スポーツ振興、スポーツ団体の育成、スポーツ振興計画、スポーツ施設の管理
教委	教育部	生涯学習課	生涯学習担当 公民館担当 青少年教育担当 文化財保護担当	生涯学習の推進、公民館・公民館類似施設、青少年教育、青少年の健全育成、青少年育成センター、社会教育委員、社会教育団体の育成、大田原自然の家、文化財保護、鶴保護、民俗資料の保存・展示

② 公民館及び類似施設

	名 称		
公 民 館	周南市大津公民館	周南市戸田四郎谷公民館	周南市遠石公民館
	周南市馬島公民館	周南市今宿公民館	周南市中央地区公民館
	周南市戸田公民館	周南市今宿公民館西松原分館	周南市周陽公民館
	周南市菊川公民館	周南市小畑公民館	周南市秋月公民館
	周南市菊川公民館富岡分館	周南市四熊公民館	周南市桜木公民館
	周南市菊川公民館加見分館	周南市戸田津木公民館	周南市福川公民館
	周南市夜市公民館	周南市粕島公民館	周南市和田公民館
	周南市湯野公民館	周南市須金公民館	周南市熊毛公民館
	周南市大島公民館	周南市中須公民館	周南市高水公民館
	周南市櫛浜公民館	周南市須々万公民館	周南市大河内公民館
	周南市大向公民館	周南市長穂公民館	周南市鹿野公民館
	周南市久米公民館	周南市岐山公民館	《計 35館》
	類 似	周南市三丘徳修館	周南市勝間ふれあいセンター
	周南市学び・交流プラザ		《計 4館》

2. 市長部局への移管について

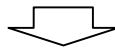
(1) 背景

○ 従来の社会教育

- ・ 公民館等の社会教育施設の設置・運営 ⇒ 学習機会の提供、生活文化の振興

○ 急激な社会環境の変化

- ・ 経済環境の変化、少子高齢化、人口減少、家族形態の変容、価値観の多様化・・・
⇒ 地域における人々のつながり、連帯感、支え合いの意識の希薄化



◎社会教育への要請

地域づくりの多様な担い手を育成する「人づくり」の役割を担い、地域社会全体が活性化していく持続可能なシステムの構築に資すること

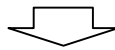
(2) 連携強化の必要性

○ 社会教育と地域づくりの連携

- ・ 社会教育により学んだ成果を「地域づくり」や「市民協働」の推進に生かす取組の重要性が拡大
- ・ それぞれの部局において個別の取組として行われていた社会教育の推進による「人づくり」と市長部局による「地域づくり」との連携強化が不可欠

○ 公民館の拠点性を高める取組の推進

- ・ 「社会教育の拠点」としての公民館機能に「地域づくりの拠点」としての機能を加えることで拠点性を高め、住民と行政による共創の地域づくりを推進することが必要



◎公民館の属性への要請

社会教育の機能を維持しつつ、地域づくりの拠点という新たな要請に応えるためには、公民館の市長部局への移管も含めた実効性のある施策の検討が必要

3. 他市の状況について

○ 光市（コミュニティセンター：12館 ※H28～）

- ・平成20年度～
公民館を地域自主運営へ移行
正職員の主事の引き上げ、地元雇用の嘱託主事を雇用
- ・平成22年4月
公民館を市長部局へ移管
→「公民館」のまま、市民部 地域づくり推進課が補助執行
- ・平成27年4月
生涯学習関係の事務を、市民部 地域づくり推進課へ移管
- ・平成28年4月
「公民館」を「コミュニティセンター」に移行

	部	課	室・担当	主な業務
首長	市民部	地域づくり推進課	地域づくり支援係	コミュニティ・市民活動の推進・支援、自治会、地域づくり支援センター、公民館
			生涯学習・市民活動支援係	生涯学習の振興、生涯学習センター
教委	教育委員会	文化・社会教育課	文化振興係	芸術文化の振興奨励、文化財の保存、文化団体の育成等
			社会教育係	社会教育の推進、社会教育施設の整備、青少年の健全育成、青少年団体の育成、放課後児童クラブ等
		体育課	体育係	体育施設、スポーツ推進、体育関係団体

○ 萩市（公民館：16館）

- ・平成21年度～
市長部局に「文化・スポーツ振興部」を新設
→生涯学習、社会教育、公民館に関する事務を市長部局へ移管
※社会教育（公民館等の管理も含む）に関する事務は補助執行

	部	課	室・担当	主な業務
首長	文化・スポーツ振興部	文化・生涯学習課	総務管理係	
			文化振興係	文化の振興、文化団体の育成
			生涯学習係	生涯学習の推進、家庭教育の推進、青少年の健全育成、社会教育委員会、公民館運営審議会、公民館、社会教育関係団体
		スポーツ振興課	庶務係	経理・契約
体育係	スポーツ推進事業計画、社会体育の普及、各種協議の指導・普及、体育協会、スポーツ団体及び体育関係団体、スポーツ教室及び体育関係行事、スポーツ推進委員等、体育施設			
教委	教育委員会	学校及び施設関係の部署のみ		

○ 山口市（地域交流センター：29館（うち分館が8館））

・平成21年4月

公民館を市長部局（地域振興部 協働推進課）へ移管
「公民館」を「地域交流センター」へ移行

・平成22年4月

教育委員会生涯学習課を2分割

→生涯学習部門は、地域振興部 生涯学習・スポーツ振興課へ
社会教育部門は、教育委員会に社会教育課を新設

	部	課	室・担当	主な業務
首長部局	地域振興部	協働推進課	総務担当	協働のまちづくり、地域の振興、自治会、地区コミュニティ、市民活動促進、 地域交流センターの管理・運営 、地縁による団体、集会所等コミュニティ施設
			活動支援室	
			施設整備担当	
			地域づくり支援センター	地域づくりを担う人材の育成、地域づくりの支援、地域課題の解決
		生涯学習・スポーツ振興課	管理担当	生涯学習の推進、生涯学習施設、スポーツ諸施策の企画・振興、スポーツ関係団体等の指導・育成、スポーツ災害、体育施設等、体導委員、スポーツ全国大会等の開催支援
企画振興担当				
教育委員会	教育委員会	社会教育課	管理担当	社会教育委員、人権教育、社会教育活動の推進（子どもの居場所づくり、子育て講座、家庭教育）、社会教育関係団体、社会教育施設、成人式、青少年センター、学校支援ボランティア、小中学校スポーツ関係団体等の支援、スポーツ少年団
			社会教育担当	
			人権教育担当	
	文化財保護課	文化財保護担当	文化財の保護、文化財審議会、埋蔵文化財、大内文化財、郷土文化財関係団体、歴史民俗資料館等	
		埋蔵文化財担当		
		大内文化財担当		